

確定申告・町県民税の申告

2月17日
▼
3月16日

期間中に正しい申告を

令和元年分所得税の確定申告および令和2年度町県民税の申告の時期になりました。

申告には個人番号(マイナンバー)と身分証明書などが必要です。※身分証明書は、運転免許証・パスポート・各種写真付身分証・保険証など

この申告に基づき、令和2年度各税額・保険料などを計算することになります。未申告の場合は、国民健康保険税などの軽減措置が受けられないほか、所得などの証明書が発行できませんので、必ず期限内に申告してください。

日野町では、受付した確定申告の内容を国税庁へ電子送信する方法を導入しています。これにより、還付時期が早くなり、源泉票や各証明書が添付不要になるなど利便性が向上します。

◆申告が必要な人※下記以外でも申告が必要となる場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

- ①商業・工業・農業などの事業を営んでいる人
- ②株式などの配当、家賃、地代などの収入、不動産などの資産を売却しその収入がある人
- ③給与所得者で、年末調整をした人は申告不要ですが、次のような人は申告が必要です。
 - 2カ所以上から給与を受けている人
 - 給与所得者で年末調整した給与以外に収入のある人
 - 医療費控除などを受けようとする人 など
- ④公的年金所得のみの人で、次に該当する人
 - 生命保険料控除や医療費控除などの所得控除を受ける人
 - 公的年金を複数受けている人
 - 個人年金などを受けている人 など
- ⑤住宅の取得・増改築などにより、住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を新たに受ける人

◆申告に必要なもの(該当するものは必ず持参してください。詳しくはお問合せください。)

- ①個人番号通知カードと身分証明書(免許証、保険証など)
- ②税務署から確定申告についての「お知らせはがき」「お知らせ通知書」「申告書」などが送付された人、ID・パスワードの発行を受けた人は、そのはがきまたは申告書などの書類、通知書
- ③事業所得や農業所得などがある人は、収入金額および経費をまとめたもの(収入明細や領収書などもお持ちください)※営農口座がある人は、通帳や明細票を持参してください。(農業所得用の収支内訳書準備表は、役場住民課または役場黒坂支所にあります)
- ④給与、年金などがある人は、源泉徴収票
- ⑤医療費控除を受ける人は、1月～12月に支払った医療費の領収書と保険などで給付された金額の明細書
※医療費の領収書は、事前に人・医療機関・薬局別に整理しておいてください。
※通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制の適用が受けられます。
領収書のほかに各種健診(検診)の結果通知表を持参ください。
- ⑥国民年金保険料の控除を受ける人は、社会保険料控除証明書(はがき)
- ⑦生命保険料控除、地震保険料(旧長期損害保険料)控除を受ける人は、支払った保険料の証明書
- ⑧寄附金控除を受ける人は、寄附金の証明書
- ⑨公共事業で買収があった人は、買取り証明書など。山林、土地の譲渡があった人は、売買契約書
- ⑩株式などの配当や譲渡所得がある人は、支払通知書などの証明書など
- ⑪還付金受取口座のわかるもの(本人名義の口座に限ります)
- ⑫印かん(所得税の納付方法を口座振替にされる場合は、金融機関の届け出印が必要です)
- ⑬住宅ローン控除を受ける人は、関係書類が必要です。詳しくはお問い合わせください。

申告受付のお知らせ【予約先】役場住民課(電話 0859-72-0333)

・申告期間中の地区ごとの詳しい日程は次のとおりです。混雑を避けるため、なるべく該当する日にお越しください。
・事前予約日(3/9黒坂会場)は、前日までに事前予約すれば、待ち時間なしで受付ができます。なお、当日受付は行いませんのでご了承ください。希望時間が重複した場合は、受付順とさせていただきますので、お早目に予約ください。電話予約の際は希望時間などをお伝えください。

令和元年分確定申告・町県民税申告 日程

個人番号(マイナンバー)と本人確認書類が必要です。

本人確認書類(主な書類)＝運転免許証、パスポート、税務署から送付された書類、各保険証、住民票、源泉徴収票、寄附金受領証明書など ※詳しくはお問い合わせください。

※事前予約日(3月9日)は、前日までに予約された人のみ受け付けさせていただきます。

※3月16日を過ぎると、日野町役場では受付ができませんので、期間中に必ず申告してください。

期 日	地 区 名	受 付 時 間	場 所
2月13日(木)	申告相談 全地区		
2月17日(月)	【午前】根雨3区、野田 【午後】上本郷		
2月18日(火)	【午前】舟場 【午後】三谷1区、三谷2区、貝原		
2月19日(水)	【午前】高尾、後谷、金持 【午後】安原、榎市		
2月20日(木)	【午前】板井原、秋縄 【午後】三土、下榎1区		
2月21日(金)	【午前】根雨1区、根雨6区 【午後】門谷	【午前】 8:30～11:30 【午後】13:00～15:30	町山村開発センター 開場 8:15
2月25日(火)	【午前】下榎2区 【午後】別所、小原		
2月26日(水)	【午前】根雨2区、根雨4区 【午後】濁谷		
2月27日(木)	【午前】根雨5区、津地 【午後】下本郷		
2月28日(金)	根雨地区の補足日		
3月1日(日)	休日申告 全地区		
3月2日(月)	会場移動および機器保守のため受付はできません		
3月3日(火)	【午前】黒坂1区、黒坂2区 【午後】下黒坂、根妻		
3月4日(水)	【午前】久住、近江・畑 【午後】黒坂3区、諏訪、漆原	【午前】 8:30～11:30 【午後】13:00～15:30	
3月5日(木)	【午前】黒坂4区、下福長 【午後】小河内、布瀬谷		
3月6日(金)	【午前】黒坂5区、下菅 【午後】下上菅、中上菅		
3月8日(日)	休日申告 全地区		
3月9日(月)	全地区の事前予約日 ■要予約(電話72-0333) ※前日までに予約された人のみ受付 (【午前】8:30～11:30 / 【午後】13:00～15:30)		町公民館 開場 8:15
3月10日(火)	【午前】黒坂6区 【午後】中菅、中菅中央		
3月11日(水)	【午前】黒坂7区 【午後】上上菅、井ノ原	【午前】 8:30～11:30 【午後】13:00～15:30	
3月12日(木)	黒坂地区の補足日		
3月13日(金)	全地区の補足日		
3月16日(月)	全地区の補足日(町申告最終日)		